

2025 年 5 月

お客様 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

足利小山信用金庫は、政府および金融界が取組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の対応を実施いたします。

◆手形・小切手帳発行停止

手形・小切手帳発行受付終了日：2025年12月30日（火）

上記期日にて手形・小切手の発行受付を終了いたします。なお、発行受付終了日時点で保有されている発行済の手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

◆手形・小切手交換受付停止

手形・小切手交換受付終了日：2027年2月26日（金）

上記期日をもって手形・小切手の交換所への取立を終了いたします。取立を行う場合は上記期日までに受付願います。但し、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の原則取立受付はできません。

◆2027年4月以降を期日とする期日管理を必要とする

手形・小切手の代金取立ての受付停止

該当の手形等（※）は交換所終了に伴い、原則受付できません。

※2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます。

◆対応の背景について

2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。」「小切手の全面的な電子化を図る。」を受け、金融界では「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標として取組を進めております。こうした背景を踏まえ、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組として実施するものです。

◆その他の決済方法

当金庫における手形・小切手に代わる決済方法として「法人インターネットバンキング」、「しんきん電子記録債権サービス（でんさいサービス）」をご案内いたします。

- ・法人インターネットバンキングはインターネットを介したオンラインでの振込・振替等のサービスを行うことができます。
- ・電子記録債権はインターネット（PC）等を通じて、安全・迅速に支払いや譲渡等を行うことができます。

以 上